平成２２年（フ）第４３号
新潟県胎内市十二天233番地
債務者　諏訪　進也
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第５２号
新潟県新発田市富塚町２丁目６番９号７
債務者　浅野　光子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第５７号
山口県周南市大字呼坂1006番地の292
債務者　瀬戸山直樹
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第５８号
山口県周南市大字呼坂1006番地の292
債務者　瀬戸山智恵子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１０号
香川県三豊市高瀬町上勝間3270番地90
債務者　大西　秀信
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月17日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１０７号
茨城県土浦市荒川沖西１丁目７番10号
債務者　上野　正雄
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第５５５号
名古屋市南区上浜町252番地　レジデンス早川101号
債務者　岩崎　利治
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９９号
名古屋市港区稲永４丁目７番７―106号　東稲永荘
債務者　浅井　久成
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５１号
愛知県岩倉市大山寺町前畑２番地　大山寺住宅２棟301号
債務者　早矢仕勇二
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７９号
北海道小樽市桜３丁目18番132号、前住所名古屋市名東区猪高町大字高針字荒田49番地の１　ｌａ　Ｍａｉｓｏｎ　Ａ101号
債務者　山下　美一
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第７２号
北海道勇払郡むかわ町大原２丁目14番地２
債務者　佐々木はるみ
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第４７３号
仙台市宮城野区岩切字三所北32番地の１　シティーハイツあづまＡ―205
債務者　高橋　由紀
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５２３号
仙台市太白区羽黒台18番50号　ハウディ．サバーブ103
債務者　大浦　祐司
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６５号
福島県伊達市梁川町希望ケ丘76番地
債務者　佐藤　　昇
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第８８号
福島市笹谷字三本松27番地の４　２号棟
債務者　木戸　典子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第９０号
福島市渡利字薬師町37番地
債務者　菅野　貴浩
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第９４号
福島市御山字山田54番地　市住２―13
債務者　須田　明美
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１０８号
福島市飯坂町湯野字鼻毛12番地の６　秀明荘１―２
債務者　藤崎　伸治
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
福島地方裁判所